

議案第100号

北上市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

北上市行政財産使用料条例（平成3年北上市条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額とする。</p> <p>2 行政財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、<u>当該行政財産の使用料の年額</u>を使用期間に応じて月割又は日割で計算した額とする。ただし、時間を単位として使用させる行政財産の場合には、前項の算出方法に準じて市長が定める額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 使用料の年額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額の合計額に<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額</u>とする。</p> <p>2 行政財産の使用期間が1年に満たない場合の使用料の額は、<u>前項に規定する使用料の年額</u>を使用期間に応じて月割又は日割で計算した額とする。ただし、時間を単位として使用させる行政財産の場合には、前項の算出方法に準じて市長が定める額とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年 2月28日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

行政財産の使用料において、消費税額を明記しようとするものである。